

## ■羽曳野市教育大綱の計画期間の延長について

### <大綱概要>

- 市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。

(羽曳野市教育大綱) 平成 28(2016)年度～令和 2(2020)年度

### <改訂方針>

- 国の第 3 期教育振興基本計画(2018-2022 年度)を参酌し、社会情勢・教育環境の変化、各基本方針に関連する施策・事務事業の進捗状況、教育行政をめぐる新たな課題などを踏まえ改訂を行う。

### 関係法令（抜粋）

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

#### 【教育基本法】

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。